

PCB 廃棄物の処理について

(株)石井鐵工所
事務管理室

1. PCB 含有の主な機器

変圧器、コンデンサ、照明用安定器 等の絶縁油に PCB が含有しているものがある。

(添付資料 1)

2. PCB 含有の判別

- (1) 高濃度PCB : 1953 年から 1972 年に製造されたものは、高濃度の可能性が大である。
- (2) 低濃度PCB : (1) 以外にも 1990 年頃までに製造されたもの(安定器は除く)は、低濃度の可能性がある。
- (3) 判別方法 : 銘板^{*1}よりメーカー名、製造年、型式等を読み取り、以下のホームページにある一覧表より判別する。
 - ①変圧器、コンデンサ等 : 日本電機工業会
 - ②安定器 : 日本照明工業会

^{*1}:腐食等で銘板では識別できないときは、分析会社に分析を依頼する。

3. PCB 含有が判明したとき

- (1) 保管届 : 都道府県知事に保管届を提出する。このとき特別管理廃棄物管理責任者^{*2}を選任する必要がある。

^{*2}: 日本産業廃棄物処理振興センターで講習会を受講する。

4. PCB 廃棄物の処分

- (1) 高濃度 PCB : 中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)に登録して順番に処理する。
- (2) 低濃度 PCB : 国の認定処理会社等に委託して処理する。

5. 処分費用の軽減

中小企業者等には、一定の条件を満たせば処理費用の軽減措置がある。

- (1) 高濃度 PCB : 中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)に申し込む。(添付資料 2)
- (2) 低濃度 PCB : 自治体によっては、助成金制度がある。東京都の場合は、東京都環境公社に申し込む。(添付資料 3)

6. 処分期限（添付資料 4）

- (1) 高濃度 PCB : 関東地域は、平成 34 年 3 月 31 日（地域によって異なる）
- (2) 低濃度 PCB : 平成 39 年 3 月 31 日

以上

【添付資料】

- 1. 東京都環境局発行「PCB ポリ塩化ビフェニル」
- 2. JESCO 発行「中小企業者等の処理費用軽減」
- 3. 東京都環境公社発行「微量 PCB 助成金について」
- 4. 環境省発行「PCB 廃棄物の期限内処理に向けて」